

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第41号

鳥取県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（漁獲成績報告書の提出） 第61条 略</p> <p><u>2 前項の漁獲成績報告書の提出に当たっては、中海 海域及び境水道のうち境水道大橋東端の線以西の海 域（以下「対象海域」という。）のうち鳥取県の管 轄に属するもの（以下「鳥取県の対象海域」とい う。）に係る漁業の許可（以下「鳥取県知事の許 可」という。）を受けた者で、対象海域のうち鳥根 県の管轄に属するもの（以下「鳥根県の対象海域」 という。）に係る鳥根県知事の許可（鳥取県知事の 許可における漁業に相当する種類の漁業に係るもの に限る。）を受けたものは、鳥取県の対象海域にお ける漁獲と鳥根県の対象海域における漁獲を区別す ることが困難である場合は、対象海域に係る漁獲成 績報告書を提出することができるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定 めて公示する。</u></p>	<p>（漁獲成績報告書の提出） 第61条 略</p> <p><u>2 前項の漁獲成績報告書の様式は、知事が別に定め て公示する。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。